

山梨県公報

第千三百二十三号

平成十四年

九月二十六日

木曜日

平成十四年九月二十六日

山梨県知事 天野 建

山梨県農業改良資金貸付規則
山梨県農業改良資金貸付規則(昭和三十一年山梨県規則第五十五号)の全部を改正する。
(趣旨)

目次	
規則	
山梨県農業改良資金貸付規則	五一
山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則	五一
告示	
家畜伝染病の発生	五一
山梨県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示	五一
山梨県農業近代化資金利子補給規程の特例に関する規程の一部を改正する告示	五一
山梨県農業改良資金貸付基準を廃止する告示	五一
道路の区域変更(六件)	五一
道路の供用開始	五一
建築基準法に基づく道路位置指定	五一
換地計画の決定	五一
公告	
公共測量の実施	五一
土地改良区役員の退任及び就任	五一
教育委員会	五一
平成十五年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について	五一
公安委員会	五一
刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則	五一
遊技機の型式の検定	五一

規則

山梨県規則第四十九号

山梨県農業改良資金貸付規則を次のように定める。

山梨県公報 第千三百二十三号 平成十四年九月二十六日

第一条 県は、農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号。以下「法」という。)(農業改良資金助成法施行令(昭和三十一年政令第百三十一号。以下「政令」という。))及び農業改良資金助成法施行規則(昭和三十一年農林水産省令第十九号)の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、農業者等に対して農業改良資金を貸し付けるものとする。

2 県は、前項に規定する場合のほか、農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)(に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付けるものとする。

(貸付けの対象者)

第二条 県が行う前条第一項の規定による貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)の貸付けを受けることができる者は、法第二条に規定する農業改良措置(以下「農業改良措置」という。)(を実施しようとする農業者であつて知事が別に定める要件を備えるもの又は次に掲げる要件を備える農業者の組織する団体(以下これらを「農業者等」という。)(とする。

一 農業の改良又は生産を行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。

二 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める要件を備えるものであること。

(農業改良資金の限度額、償還期間等)

第三条 貸付金の一農業者等ごとの限度額、償還期間(措置期間を含む。)(その他貸付けの基準となる事項については、知事が別に定める。

(保証人)

第四条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 貸付金の貸付けを受けようとする者が農業者の組織する団体である場合には、その構成員の全員が連帯保証人とならなければならない。

(貸付資格の認定)

第五条 農業改良資金の貸付けを受けようとする者は、農業改良措置に関する計画を作成し、これを貸付資格認定申請書(第一号様式)に添え、知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定を受けなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業改良措置の目標

二 農業改良措置の内容及び実施時期

三 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

(貸付けの申請)

第六条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書(第二号様式)に知事が別に定める書類を添え、知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第七条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、及び第五条第一項に規定する貸付資格の認定がなされていることを確認した上、貸付けの適否を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

(借用証書)

第八条 前条の規定により貸付けの決定を受けた者は、借用証書を知事に提出しなければならない。

2 前項の借用証書には、貸付金の貸付けを受けようとする者及び連帯保証人の印鑑登録証明書添付しなければならない。

(事業完了の届出)

第九条 貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、当該貸付けに係る事業が完了した場合は、三十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(一時償還)

第十条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第三条の規定にかかわらず、当該借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠ったとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第十一条 知事は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

2 前項の規定による償還金の支払の猶予(以下「支払猶予」という。)を受けようとする借受者は、支払猶予申請書(第三号様式)に知事が指定する者の証明書を添え、当該支払の期日の三十日前までに知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第十二条 知事は、前条第二項の支払猶予申請書の提出を受けたときは、これを審査した上、支払猶予の適否を決定し、遅くとも支払期日の前日までに申請者にその旨を通知するものとする。

(事務の委託)

第十三条 県は、政令で定めるところにより、貸付金の貸付けに係る事務(貸付けの決定、一時償還の請求の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託することができる。

(報告の徴収及び検査)

第十四条 知事は、必要があると認めるときは、借受者若しくは前条の規定により事務を委託された機関から必要な報告を求め、又はその職員に貸付金若しくは委託した事務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(準用)

第十五条 第二条及び第三条の規定は、県が行う第一条第二項の規定による貸付けに係る資金をもって融資機関が行う農業者等に対する農業改良資金の貸付けについて準用する。

2 第六条から第八条まで、第十条から第十二条まで及び第十四条の規定は、県が行う第一条第二項の規定による貸付けを受ける融資機関について準用する。この場合において、第七条中「その内容を審査し、及び第五条第一項に規定する貸付資格の認定がなされていることを確認した上」とあるのは、「その内容を審査した上」と読み替えるものとする。

(実施規定)

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に貸し付けたこの規則による改正前の山梨県農業改良資金貸付規則第一条の生産方式改善資金、特定地域新部門導入資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金については、なお従前の例による。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあっては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名) 印

貸付資格認定申請書

山梨県農業改良資金貸付規則第5条第1項の規定により貸付資格の認定を受けたいので申請します。

注 農業改良措置に関する計画書を添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名)

印

貸付申請書

山梨県農業改良資金貸付規則第1条の規定による貸付けを受けたいので、同規則第6条の規定により申請します。

貸付金借入金額

円

注 知事が別に定める書類を添付すること。

第3号様式(第11条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

債務者 住所 氏名 印

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(連帯債務者) 住所 氏名 印

(連帯保証人) 住所 氏名 印

支払猶予申請書

年 月 日付で貸付けを受けた貸付金について、次のとおり支払猶予を申請します。

年 月 日償還予定の償還額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高

(支払猶予の理由)

[]

2 支払猶予後の借受残高の償還方法

[]

注 次の書類を添付すること。

- (1) 被災等支払猶予の理由を証する書類
- (2) 既に支払猶予の決定を受けている貸付けがある場合には、その決定通知書

山梨県規則第五十号

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年九月二十六日

山梨県知事 天野 建

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

山梨県職業訓練手当支給規則（昭和三十八年山梨県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「第一条第一項第八号イ(1)」を「第一条第一項第七号イ(1)」に改め、同項第八号中「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第一条及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第三条の二に規定する障害者のうち」を「障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第六号に規定する精神障害者であつて」に、「認定された者」を「認定されたもの」に改め、同項第九号中「第一条第一項第八号イ(4)」を「第一条第一項第七号イ(4)」に改め、同項第十四号中「第一条第一項第七号」を「第一条第一項第六号」に改め、同条第二項中「第一条第一項第八号のイ(2)」を「第一条第一項第七号イ(2)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

山梨県告示第三百七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成十四年九月二十六日

山梨県知事 天野 建

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	西八代郡上九一色村富士ヶ嶺	平成十四年九月十一日

山梨県告示第三百七十八号

山梨県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十四年九月二十六日

山梨県知事 天野 建

山梨県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

山梨県農業近代化資金利子補給規程（昭和三十八年山梨県告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号から第六号までを次のように改める。

- 一 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）
- 二 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金
- 三 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金
- 四 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金
- 五 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの
- 六 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第二条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）

第一号様式中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第二号様式中「農業協同組合」を「融資機関」に、「農事務所」を「地域振興局」に改める。

第三号様式中「農業協同組合」を「融資機関」に、「地方県民会」を「地域振興局」に改める。

第四号様式中「「並置」」を「「並置」」に改め、注(2)を削り、注(3)を注(2)とし、注(4)を注(3)とする。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の山梨県農業近代化資金利子補給規程の規定は、この告示の施行の日以後に貸し付ける資金について適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

山梨県告示第三百七十九号

山梨県農業近代化資金利子補給規程の特例に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十四年九月二十六日

山梨県知事 天 野 建

山梨県農業近代化資金利子補給規程の特例に関する規程の一部を改正する告示

山梨県農業近代化資金利子補給規程の特例に関する規程（昭和四十七年山梨県告示第 三百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「第四号」の下に「第五号」を加え、同表一の項中「第一条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号に掲げるもの並びに同条第七号に掲げるもので知事が別に定めるもの」を「第二条第一号から第五号まで及び第七号に掲げるもの」に改め、同表三の項中「及び第二号」を削る。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の山梨県農業近代化資金利子補給規程の特例に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に貸し付ける資金について適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

山梨県告示第三百八十号

山梨県農業改良資金貸付基準を廃止する告示を次のように定める。

平成十四年九月二十六日

山梨県知事 天 野 建

山梨県農業改良資金貸付基準を廃止する告示

山梨県農業改良資金貸付基準（昭和五十年山梨県告示第四百三十二号の二）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石川建設部において、この告示の日から平成十四年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月二十六日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 市川大門山梨自転車道線
 - 三 道路の区域
- 山梨県知事 天 野 建

区	間	
	旧別	新
東八代郡石和町大字川中島笛吹川右岸堤防敷地内	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
	延長 (メートル)	延長 (メートル)
	旧 二・〇〇	新 二・〇〇
	四・〇	三〇・〇
		三〇・〇

山梨県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

区	間	
	旧別	新
南都留郡道志村字神地八九六五番の一地先から南都留郡道志村字神地八九八八番の四地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
	延長 (メートル)	延長 (メートル)
	旧 七・二丁	新 一一・五丁
	一一・〇	一九・九
		二四四・〇

山梨県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局石川建設部において、この告示の日から平成十四年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

- 平成十四年九月二十六日
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 平林青柳線
 - 三 道路の区域

山梨県知事 天 野 建

区	間		旧別の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧			
南巨摩郡増穂町大字春米字北山二六〇一番の二地先から 南巨摩郡増穂町大字春米字北山二六〇一番の二地先まで	九・七	七・〇	敷地の幅員 (メートル)	二四・〇	延 (メートル)長
	二五・五	一五四・〇			
	一六・八	一五四・〇			
	四六・〇	一五四・〇			

山梨県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川大門線
- 三 道路の区域

区	間		旧別の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧			
甲府市伊勢二丁目官有無番地地先から 甲府市高畑三丁目一〇一六番の二地先まで	九・〇	九・〇	敷地の幅員 (メートル)	四一・五	延 (メートル)長
	二九・五	二二〇・五			
	一六・八	二二〇・五			
	四六・〇	二二二・〇			

山梨県告示第三百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川大門線
- 三 道路の区域

区	間		旧別の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧			
甲府市高畑三丁目一〇一六番の二地先から 甲府市国母二丁目八五〇番の二地先まで	六・四	六・四	敷地の幅員 (メートル)	一六・〇	延 (メートル)長
	一六・〇	一六・〇			
	一六・〇	一六・〇			
	一七・六	一六・〇			

山梨県告示第三百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川大門線
- 三 道路の区域

区	間		旧別の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧			
甲府市国母二丁目二八番の二地先から 甲府市国母八丁目三三一番の二地先まで	六・〇	六・〇	敷地の幅員 (メートル)	三四・五	延 (メートル)長
	三四・五	八五七・〇			
	一六・〇	八五七・〇			
	四八・〇	八五七・〇			

山梨県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月二十六日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	都留道志線	都留市大野字大津二二〇番の一 地先から 都留市大野字大津二五六番地先 まで	一七七・〇	平成十四年 九月二十六 日

山梨県告示第三百八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年九月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置
東八代郡石和町川中島字西鍛冶屋敷町三六番五、字宮ノ東四五九番五
- 二 道路の幅員
最大 七・二八メートル 最小 四・〇〇メートル
- 三 道路の延長
三十二・二〇メートル

山梨県告示第三百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営担い手育成基盤整備事業（白州地区第二 三工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十四年九月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年九月二十七日から同年十月二十五日まで
- 三 縦覧場所
白州町役場
- 四 異議申立期間
平成十四年十月二十六日から同年十一月九日まで

公 告

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十四年九月十一日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成十四年九月二十六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 作業種類 一級水準測量
- 二 作業目的 地盤沈下量の観測のため
- 三 作業期間 平成十四年十月二十四日から平成十五年三月三十一日まで
- 四 作業地域 甲府市、東八代郡石和町並びに中巨摩郡竜王町、玉穂町、昭和町及び比田富町

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十四年九月二十六日

山梨県知事 天 野 建

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	三 枝 剛	塩山市赤尾五九五番地一	平成十四年九月九日
同	廣瀬 輝夫	同 小屋敷二二三番地二	同

同	萩原 幸男	同	豊富村浅利二九九〇番地	同
同	楠間 隆保	同	上曾根一八七〇番地	同
同	田中 良彦	同	右左口三五〇番地	同
同	吉田 英雄	同	中道町上曾根三一九四番地	同
同	宇佐美常春	同	小黒坂三一一番地	同
同	小澤 恒夫	同	石橋二〇七七番地一	同
同	角田 義一	同	境川村大黒坂一〇七〇番地	同
同	梶原 正季	同	北一六七四番地	同
同	祖父江 正	同	米倉九一七番地	同
同	古屋 貞次	同	八代町北一〇二三番地	同
同	田草川和男	同	末木七五九番地	同
同	米倉 泰雄	同	中尾六八七番地二	同
同	早川 清	同	土塚四〇六番地	同
同	小宮山文明	同	一宮町東原六九七番地	同
同	渡邊 昂	同	二之宮五八七番地	同
同	梶原 俊一	同	上黒駒三四七番地	同
同	矢野 一則	同	井之上 一五八五番地	同
同	小澤 栄眞	同	御坂町尾山三七三番地五	同
同	石原 俊夫	同	中川七三三番地	同
同	石原 昭夫	同	東八代郡石和町下平井二五六番地一	同
同	内田 正雄	同	菱山二七二二番地	同
同	堀内 喜彦	同	休息一四三〇番地	同
同	吉原 章	同	勝沼一四八六番地	同
同	三枝 武人	同	勝沼町下岩崎三三三番地	同
同	鶴田 佳則	同	倉科四八三八番地	同
同	武井 玄次	同	二八〇番地	同

教育委員会

平成十五年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について
 平成十五年度山梨県公立高等学校（甲陵高等学校及び大月短期大学附属高等学校を除く。）入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。
 平成十四年九月二十六日
 山梨県教育委員会
 委員長 渡 邊 彬

一般入学者選抜

一 出願期間

平成十五年二月十日（月）から同月十三日（木）の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十一日（火）を除き、同月十三日（木）は午前九時から正午までとする。

二 選抜方法

調査書及び学力検査の結果を総合して行う。

三 学力検査

1 検査期日

平成十五年三月五日（水）

2 検査教科及び配点

イ 検査教科は、国語（中学校学習指導要領の「書くこと」の領域を含む。）、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。

ロ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、理数科、英語科、文理科、国際教

同	功刀 一春	同	木原一〇九四番地二	同
同	佐野 久則	同	大鳥居四九八番地	同
同	水上 未雄	同	西八代郡三珠町大塚三八〇一番地	同
同	塩島 學	同	四一八七番地	同
同	北村 武彦	同	山梨市小原東六〇八番地	同
同	小林 守男	同	東八代郡八代町南三二六番地三	同

養科、全日制普通科（単位制）及び総合学科の選抜並びに普通科のコース指定については、検査教科の配点を変えて行う。

3 検査時間

国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

四 入学許可予定者の発表

平成十五年三月十三日（木）の午前十一時

推薦入学

一 出願期間

平成十五年一月十五日（水）から同月十七日（金）の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十七日（金）は午前九時から正午までとする。

二 選抜方法

調査書、志願理由書、推薦書、面接及び作文（全日制普通科（単位制）において実施する作文に限る。）等の結果を総合して行う。

三 検査期日

平成十五年一月二十八日（火）及び同月二十九日（水）とする。ただし、志願者の状況によっては、同月三十日（木）を含めて三日間とすることができる。

四 入学許可予定者の内定

平成十五年二月三日（月）付けで中学校長に内定通知書を送付する。

五 入学許可予定者の発表

一般入学者選抜の入学許可予定者と併せて行う。

再募集

一 出願期間

1 全日制課程

平成十五年三月十三日（木）の午後一時から午後四時まで、同月十四日（金）の午前九時から午後四時まで及び同月十七日（月）の午前九時から正午までとする。

2 定時制課程

平成十五年三月十七日（月）から同月二十四日（月）の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月二十一日（金）から同月二十三日（日）を除き、同月二十四日（月）は午前九時から正午までとする。

二 選抜方法

一般入学者選抜の学力検査結果及び調査書並びに再募集に当たつての面接及び作文又は新たに行う学力検査の結果を総合して行う。ただし、定時制課程については、調査書、再募集に当たつての学力検査及び面接に基づいて行う。

三 検査期日

1 全日制課程 平成十五年三月十八日（火）

2 定時制課程 平成十五年三月二十五日（火）

四 入学許可予定者の発表

1 全日制課程 平成十五年三月二十日（木）の午前十一時

2 定時制課程 平成十五年三月二十七日（木）の午前十一時

実施要項

詳細については、別に定める平成十五年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項による。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第七号

刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年九月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則

（刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

第一条 刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和三十七年山梨県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とする。

別記様式を削る。

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻

薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第二条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成四年山梨県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削り、同条の見出し及び条名を削る。
 第二条及び別記様式を削る。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削り、同条の見出し及び条名を削る。
 第二条及び別記様式を削る。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第四条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則(平成十二年山梨県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削り、同条の見出し及び条名を削る。
 第二条及び別記様式を削る。

附則

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百一十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年九月二十五日までとする。

平成十四年九月二十六日

山梨県公安委員会
 委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所		型式	概要		検定番号
遊技機の種類及び区分		型式名	製造業者名		
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CR西部警察LA	株式会社ニューギン	二〇〇五三三	
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	CR西部警察LB	株式会社ニューギン	二〇〇五三四	
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CRどつぱちんこ遊技機 レトルS	豊丸産業株式会社	二〇〇五三五	
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	CRどつぱちんこ遊技機 レトルV	豊丸産業株式会社	二〇〇五五〇	
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	CR玉緒でドツカ ン!!!X	サミー株式会社	二〇〇五四〇	

